

令和6年2月定例会 次世代育成・少子高齢化対策特別委員会（付託）

令和6年3月4日（月）

〔委員会の概要〕

福山委員長

ただいまから、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。（10時34分）
直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出案件について（説明資料（その3））

森口保健福祉部長

2月定例会の提出案件につきまして、御説明させていただきます。

私のほうからは、一般会計予算及び特別会計予算の総括並びに保健福祉部関係について、御説明させていただきます。その後、順次、関係部局長から御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

お手元の委員会説明資料（その3）を御覧ください。

3ページを御覧ください。一般会計歳入歳出予算総括表でございます。

関係する5部局で、予算の補正をお願いしております。総括表の一番下、計の欄に記載のとおり、23億1,129万1,000円の減額をお願いするもので、補正後の予算総額は、474億3,296万円となっております。

最上段に記載しております保健福祉部関係におきましては、19億3,367万8,000円の減額をお願いしており、補正後の予算総額は337億8,939万5,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

4ページを御覧ください。特別会計でございます。

総括表の一番下、計の欄に記載のとおり、6,000万円の減額をお願いするもので、補正後の予算総額は、6億921万円となっております。

5ページを御覧ください。部別主要事項説明でございます。

保健福祉部関係の補正予算について、順次、御説明させていただきます。

まず、国保・地域共生課でございます。後期高齢者医療事業において、各事業の財政基盤安定化に係る経費が当初の見込みを下回ったことなどによりまして、合計欄に記載のとおり、2億400万8,000円の減額をお願いするものでございます。

続いて、医療政策課でございます。医務費におきまして、徳島大学との連携の下、医師の偏在対策などに取り組む医療提供体制確保総合対策事業に要する経費などについて、合計欄に記載のとおり、2億2,668万円の減額をお願いするものでございます。

6ページを御覧ください。健康づくり課でございます。

公衆衛生総務費におきまして、地域周産期母子医療センター運営事業について、補助額

が当初の見込みを下回ることなどに伴い、合計欄に記載のとおり、2,607万7,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、長寿いきがい課でございます。

老人福祉費におきまして、介護保険の給付に要する経費や、介護保険事業の財政基盤安定化に係る経費が当初の見込みを下回ったことなどから、合計欄に記載のとおり14億8,391万3,000円の減額をお願いするものでございます。

7ページを御覧ください。障がい福祉課でございます。

障がい者福祉費におきまして、指定障がい児通所支援事業所における送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の導入経費の増などに伴い、合計欄に記載のとおり、700万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、14ページを御覧ください。

繰越明許費といたしまして、追加分として、2課2事業、変更分として、1課2事業をお願いするものでございます。繰越予定額につきましては、表に記載のとおりでございます。今後、事業の早期完了に鋭意努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

追加提出案件の説明は以上でございます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

佐藤未来創生文化部長

未来創生文化部関係の案件につきまして、御説明させていただきます。

今回御審議いただきます案件は、今定例会に追加提出いたしました令和5年度一般会計特別会計補正予算案となっております。

3ページを御覧ください。未来創生文化部の一般会計歳入歳出予算につきましては、補正額の欄に記載のとおり、3億5,962万4,000円の減額をお願いしておりまして、補正後の予算総額は、131億5,382万9,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

4ページを御覧ください。特別会計についてでございます。

こども家庭支援課所管の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計におきまして、6,000万円の減額をお願いしており、補正後の予算総額は1億6,344万6,000円となっております。

8ページを御覧ください。次に課別の主要事項につきまして、主なものを御説明いたします。

ダイバーシティ推進課でございます。高齢者の生きがいや健康づくりの推進に係る補助金の執行見込みによりまして、201万円の減額をお願いしております。補正後の予算額は1億4,579万7,000円となっております。

男女参画・人権課でございます。目名、婦人保護費におきまして、DV被害者の支援に係る補助金の執行見込みなどにより、137万4,000円の減額をお願いしております。

男女参画・人権課合計で、115万4,000円の減額となり、補正後の予算額は、1億2,151万1,000円となっております。

文化・未来創造課でございます。文化振興に係る補助金の執行見込みによりまして、135万円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、2,865万円となっております。

スポーツ振興課でございます。スポーツの推進など、各事業の所要額の確定によりまして、100万8,000円の減額をお願いしており、補正後の予算額は、3,546万2,000円となっております。

9ページを御覧ください。こどもまんなか政策課でございます。

目名、児童福祉総務費におきまして、今年度6月補正予算にて計上しておりました徳島県出産・子育て応援交付金について、その後の国における事業の制度化に伴う方針変更等によりシステム構築経費が不要となったことにより、1,688万円の減額及び県内事業者からの子供施策への多額の寄附金を徳島県こども未来基金へ積み立てる1,000万円の増額など、全体で、1,784万5,000円の増額をお願いしております。

また、目名、児童福祉施設費におきまして、認定こども園施設整備補助金について国から市町村への直接補助となったことに伴い、県の予算措置が不要となった3億5,558万4,000円の減額を含め、全体で、3億5,734万3,000円の減額をお願いしております。

こどもまんなか政策課合計で、3億662万4,000円の減額となり、補正後の予算額は、92億9,779万5,000円となっております。

こども家庭支援課でございます。目名、児童福祉総務費におきまして、市町村等への補助金の執行見込みなどにより、1億6,748万2,000円の減額をお願いしております。

こども家庭支援課合計で、4,747万8,000円の減額となり、補正後の予算額は、35億2,461万4,000円となっております。

10ページを御覧ください。母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計におきまして、貸付金の申込額が当初見込みを下回ったことにより、6,000万円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、1億6,344万6,000円となっております。

15ページを御覧ください。繰越明許費追加分についてでございます。

児童健全育成対策費では、放課後児童クラブの施設整備に対する補助に係る経費について、児童虐待防止等対策費では、こども家庭センターの施設整備に対する補助に係る経費について、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

繰越明許費変更分についてでございます。児童福祉施設整備事業費では、児童館の施設整備に対する補助に係る経費について、繰越予定額として追加し、変更をお願いするものでございます。

今後、事業の早期完了に、鋭意、努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

報告事項につきましてはございません。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

東條産業振興統括監

続きまして、商工労働観光部関係の提出案件につきまして、御説明申し上げます。

委員会説明資料の3ページを御覧ください。

一般会計に係る補正予算でございます。補正額の3段目に記載のとおり、394万3,000円の減額をお願いしております。補正後の予算総額は、2億5,486万1,000円となります。

なお、補正額の財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、11ページを御覧ください。課別の主な補正事項につきまして、御説明させ

ていただきます。

労働雇用戦略課では雇用促進費の摘要欄①のア、シルバー人材センター等補助事業におきまして、事業実績見込みに伴いまして、200万円の減額をお願いしております。

また、産業人材育成センターでは計画調査費の①のア、徳島版マイスター制度ステップアップ事業におきまして、事業実績見込みに伴いまして、194万3,000円の減額をお願いしております。商工労働観光部の一般会計におきましては、合計で394万3,000円の減額となっております。

以上が今定例会に追加提出をいたしております商工労働観光部関係の案件でございます。

なお、報告事項はございません。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

林県土整備部副部長

続きまして、県土整備部関係の案件につきまして御説明申し上げます。

委員会説明資料（その3）の3ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の下から3段目、左から3列目の補正額の欄に記載しておりますとおり、県土整備部におきましては、69万円の減額をお願いしております。

その右隣の計の欄には、補正後の額を記載してございますが、680万円となっております。

また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳の欄に括弧書きで記載してございます。

12ページを御覧ください。補正予算に係る部別の主要事項説明でございます。

建設管理課におきまして、地方創生の深化のための建設産業における担い手の育成・確保支援費の決定に伴う補正として、69万円の減額となっております。

以上で提出案件の説明を終わらせていただきます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

榑教育長

教育委員会関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

それでは、説明資料(その3)の3ページを御覧ください。

歳入歳出予算の総括表についてでございます。総括表の下から2段目にございますように、教育委員会の一般会計補正予算額といたしまして、1,335万6,000円の減額補正をお願いいたしております。

この結果、令和5年度一般会計の予算総額は、2億2,807万5,000円となっております。

なお、財源内訳につきましては、表に記載のとおりでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。課別主要事項でございます。

まず学校教育課でございますが、教育指導費の①の学校教育振興費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で276万1,000円の減額補正をお願いいたしております。

次に人権教育課でございますが、教育指導費の①の給与費におきまして、所要見込額が

決定したことなどに伴い、総額で31万3,000円の減額補正をお願いいたしております。

最後に生涯学習課でございますが、社会教育総務費の①の青少年教育費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で1,028万2,000円の減額補正をお願いいたしております。

教育委員会関係の提出案件の説明は、以上でございます。

報告事項はございません。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

福山委員長

以上で説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

扶川委員

教育長がタブレットの問題で責任を取って、3月末で退任なされるみたいな報道がされておりますけれど、それは、そういうことなんですか。

榑教育長

人事のお話だと思いますが、この場で御説明する内容はありませんので、コメントは控えさせていただきます。

扶川委員

分かりました。

以前お聞きしましたが、タブレット購入の決裁というものは、トップが教育長で、知事は関わっていないと、その件について、確認をしてくださいということをお願いしましたが、そういうことでよろしいですか。

酒井学校教育課長

タブレット購入の際の決裁権者につきましては、物品の購入ということですので知事ということになっております。

扶川委員

知事が決裁をするわけでしょう。教育長がもしお辞めになるのだったら、責任を感じておられることについては、それはよく分かりますけれど、タブレット問題というのは、まだまだ続いておりますので、解決を図っていただくまで、頑張られるほうがいいのではないのかなと、私は個人的には思いました。意見だけです。

そこで、具体的に1点だけ伺いますけれども、私は早くから業者に対して、損害賠償請求をするべきではないかということを意見してまいりました。

さきの文教厚生委員会では、法律に基づくリコールはできないから自主的なリコールに期待するしかないけれども、業者がリコールしなければ最終手段は損害賠償請求しかない。半分以上が短期間で故障するようなことであれば、製造物責任法によって損害賠償請

求ができるけれども、それは損害を知ってから3年以内だということで、時効ではないかと申し上げた。この解釈は間違いありませんか。

酒井学校教育課長

損害賠償請求についてのお尋ねですけれども、現在、株式会社四電工徳島支店におきまして、このタブレットの故障等に関する原因の究明、調査をしていただいております。

株式会社四電工に対しましては、これまでも教育委員会として、端末の故障等の台数が多数に上り、ほかでは見られない異常な状況であること、また調達が追いつかない厳しい現状などを伝えてきております。

今後、更に株式会社四電工と協議等を行う中で、改めて生徒一人一人に端末が行き届いていない深刻な現実や教員が苦勞をしている現状、また現場の意見などを伝えるとともに、調査結果等も踏まえて必要に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。

リコールについてですけれども、御指摘のように法的なものではなくて、任意のリコールを株式会社四電工がツーウェイに対して求めるものであると考えております。

また、仮に調査の結果を踏まえて、欠陥等が判明した場合は、対応を検討していくことにはなりますけれども、一般論としまして、民法上の契約不適合の責任ということになれば、こちら側が契約不適合を知って1年以内に通知をし、その時効というのは5年とされているというところになります。

扶川委員

知って1年以内ということを前に申し上げましたが、そっちのほうが適用されるのですか。そうすると、知ったのはいつで、1年以内というのはいつになりますか。

酒井学校教育課長

今のお話は、先ほど申し上げたとおりの仮定の話ですので、我々としては株式会社四電工の調査結果を踏まえて対応したいと思っております。

扶川委員

今のお話で考えると、要するにこれは欠陥であったということが確定した時点が、知ったということですね。それから1年以内という解釈でよろしいのですか。

酒井学校教育課長

こちらにつきましては、契約不適合を知って1年以内ということですので、その調査結果、もしそうなるのであれば、どういう理由で請求をするのか、そこによってくるかと思えます。

扶川委員

とにかく、損害賠償請求の先延ばしをして、タイミングを逃して損害が取り返せなくなるようなことだけは避けていただきたいので、法律的な検討をしっかりと、損害賠償請求のタイミングを失うことがないように、万が一にもそんなことがないようにきちんと

やっていただきたい。その点よろしくお願いします。

次に、男女共同参画の関係で伺いますが、新しいパートナーシップ宣誓制度の中で、正式に結婚式を挙げられた性的マイノリティのカップルが出ました。カップルですから、次に子供も育てたいだろうと思うのです。

しかし、同性婚が認められていないから養子縁組ができません。そうすると里親制度の活用しかないです。全国ではパートナーシップ宣誓制度ができた所では、同性でも里親を認める所がどんどん増えている。徳島県はどのようになさるのか、まず最初に教えてください。

大西男女参画・人権課長

ただいま扶川委員より、県のパートナーシップ宣誓制度におきまして、里親制度をどのように取り扱っているかという御質問を頂きました。

県のパートナーシップ宣誓制度におきましては、性の多様性について理解を深めるとともに、自分らしさが尊重され、誰もが生き生きと活躍できる社会の実現に向けまして、性的マイノリティの方のパートナーシップを認める制度として、この4月1日から導入をしようとしているものでございます。

その中では、11月議会で示させていただきました徳島県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の中で、子供のことについても記載がございまして、宣誓しようとする者の一方又は双方に実子又は養子がいる方、未成年の場合ですけれども、そのような方につきましては、このパートナーシップ宣誓制度の証明の中で子供として記載できる、つまりファミリーシップも認めるような形の要綱とさせていただいております。

今回の要綱では、里親のことについて特に規定を設けておりません。

原田こども家庭支援課長

ただいま、里親制度につきまして御質問を頂いておりますので、答弁をさせていただきます。

里親制度につきましては、何らかの事情により家庭での養育が困難になった子供に対して、温かい愛情と正しい理解を持った家庭を提供し、子供が成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育をしていくということでございます。

里親の認定におきましては、養育に関しての理解又は熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有しているということ、また経済的に困窮をしていないこと、さらには、県で実施いたします研修等を終了していることその他、里親の御本人が欠格事項という事由に該当していないか、例えば反社会的な要件とかがございます。

こうした中で認定に当たりましては、国からも通知を頂いておりまして、里親の希望者が単身又は共働き、またLGBT等である場合も、そういった背景にかかわらず、先ほど申し上げました認定要件の考え方に従って実施をされるべきだという通知も頂いておりますので、我々としましては、こうした国の通知も理解しながら、しっかりと里親の推進をしていきたいと思っています。

扶川委員

単身でも共働きの方でもLGBTの方でもいいと、そういうことなんです。

全国的に広がる中で徳島県でも、例えば男性の父親にDVを受けた人の場合は、男親と住むことに抵抗があるような場合もあるだろうと、そのときは例えば女性のカップルなんかが有効なのみたいなのも書いてあるのを見たこともあります。里親候補者が少ないわけですから希望者があれば、そのような取組をしていただきたいと思います。

それから、さきの総務委員会の答弁の再確認ですけれど、徳島県パートナーシップ宣誓制度の施行に伴って、災害時の安否情報については、県に登録があれば異性のカップルに対するのと同様に、災害対策基本法施行規則でいう、居所、負傷、若しくは疾病の状況、又は連絡先その他の安否情報を提供するというのを答弁いただきました。

そして登録がない場合でも十分に事情をお聞きして、同様に扱う場合もあるというような趣旨の答弁を頂いたと思いますが、確認させてください。

大西男女参画・人権課長

災害時の安否確認のことについて御質問を頂きました。

パートナーシップ宣誓制度で、県が証明して、パートナーシップ宣誓書受領カードが交付された方につきまして、災害時の安否情報について、同居の家族と同様に取り扱う方向で、今、危機管理部局と検討を進めているところでございます。

また、例えば災害時ですので、そのときにカードがないというような場合もあるかと思っています。そのような場合につきましても、個々のケースになるかと思っていますけれども、人権に配慮しながら、適切に対応していく方向で検討をしているところでございます。

扶川委員

今、申し上げた里親もそうですが、里親は県の所管ですけれども、市町村営住宅への入居申込みとか、病院での配偶者同様の対応とかを市町村に対して協力を呼び掛けていくということですが、義務ではないのでお願いをしていくベースだろうと思います。

例えば県下の病院とか、ほかの事業所についても、県の制度と趣旨を理解して、社会活動の中でこれを尊重し、公平かつ適切な対応を取ることができるよう周知及び啓発に努めるということが文言に入っております。

具体的には、どのような取組をされるか教えてください。

大西男女参画・人権課長

この度、県におきまして、パートナーシップ宣誓制度を導入することになってございますけれども、これが広く社会に根付いていくためには、性的マイノリティの方々に対する理解の増進はもちろんのこと、サービスを提供していただきます市町村や民間事業者が制度の理解に加えて、求められる対応の検討も含めて、当事者の思いに寄り添った取組を重ねることが重要であると考えております。

県が市町村に対して、県の制度内容や活用方法について説明を行って、現段階では、パートナーシップ宣誓制度を導入していない市町村を含め、県の交付する受領証等の提示によって、提供可能となる市町村の行政サービスについて、検討をしていただいているところです。

それから、民間事業者にもサービスの提供について協力が得られるように、今後、県のSNSや県のホームページの広報に加えまして、今、あいぽーと徳島で特別展示を行っておりますし、それから2月25日には徳島カラーフリー文化祭などを開催して、積極的な周知広報を行っているところでございます。

扶川委員

特に医療機関などたくさんあると思うのです。保健福祉関係部局の協力も得て、徹底していただいて、県のパートナーシップ宣誓制度が民間の医療機関などでも適切に利用されるように、あるいは不動産屋さんには男同士でも認めます。民間の住宅は前からそうですけども、そのあたりも業界にお伝えいただくようお願いしたいと思います。

それから、徳島県人権教育・啓発に関する基本計画第5章に各人権課題に対する取組の推進というところがあって、女性というところがあり、男女共同参画のところがある。

それから子供、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、HIVやハンセン病の感染者、犯罪被害者等、刑を終えて出所した人等、インターネットによる人権侵害、アイヌの人々、11項目が列挙されおりますが、性的マイノリティの方の話は最後の12項目に様々な人権課題として、以上の他にも、私たちの社会には性同一性障がい者やホームレスになることを余儀なくされた人々の人権問題、日本人拉致問題など、人権に関する様々な課題が存在していますということで、一くくりになっているのですね。

しかもLGBTQの方を性同一性障がい者ということで、代表させて表現するのは、おかしいと思います。性的同一性障がいというのは障がいであって、精神疾患としてホルモン投与や性別適合手術など、医療行為の対象になる場合もあります。

トランスジェンダーの方も、生物学的性と性自認が一致せずに違和感を持っておりますけれども、それは障がいだと思っておられません。治療の対象ではないわけですね。こういうことからすると、この計画の表記、一つは適切でないと思います。

もう一つは余りにも軽く扱って、その他大勢に入れておくのは、おかしいと思います。パートナーシップ宣誓制度ができたのですから、これも一項目をきちんと立てて、徳島県人権教育・啓発に関する基本計画を改めていただきたいと思います。いかがですか。

大西男女参画・人権課長

ただいま、徳島県人権教育・啓発に関する基本計画に関する、性的マイノリティの方の記載についての御質問を頂きました。

徳島県人権教育・啓発に関する基本計画におきましては、同和問題をはじめとします各種人権課題につきまして、現状と課題及び施策の基本的方向性を記載させていただいているものでございます。

また、国際化や高度情報化や少子高齢化などの中で、扶川委員から御指摘がありました、いろいろな社会情勢の不安の中で、性の多様性など、新たな人権課題も生じております。

例えば新型コロナウイルス感染症の感染者や医療従事者に対する偏見とか、人権侵害みたいなことも、近年起こっているということもございます。

このような人権課題につきましても、各種施策を通じてしっかりと対応させていただい

ているところをございまして、性的マイノリティに対する方に関して、人権問題は大変重要なものと考えておりまして、今回のパートナーシップ宣誓制度に加えまして来年度は、新たに当事者や支援者の交流の場とか、ピアカウンセリングを行うような、新たな事業を考えているところをございます。

この計画について、全ての人権問題を網羅は、なかなかできるものではないのですが、今後も人権施策の全体を検討する中で、どのようにしていくか検討をさせていただきたいと思っております。

扶川委員

少なくともこの表現を、例えば性同一性障がい代わりに、もっと広く正確に性的マイノリティとか、何か表現を変えて適切に改めていただきたいと思います。

同じようにホームレスについて、生活困窮者の問題というのは、家がない人だけの問題ではないのですよ。もっと幅が広いので、これも改めたほうがいいと思うので、ついでに言っておきます。

それから、教育の中でジェンダー格差をなくすということも新聞連載が行われておりますが、この中で気になった2点を教育委員会に伺います。

高校のジェンダーレス制服あるいは男女混合名簿について、現状と今後の考え方を教えてください。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま扶川委員より、性同一性障がい等々についての県教育委員会の考えの御質問を頂きました。

平成26年6月に文部科学省から、学校における性同一性障がいに係る対応に関する状況調査の結果が公表されまして、学校における当該児童生徒への適切な対応が求められるようになっております。

その後、平成27年に性同一性障がいに係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施についての通知がございまして、さらには、平成28年には性同一性障がいや性的指向、性自認に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施についての問答集が出されております。

平成28年度からは、性的マイノリティに関して深い知見を有する方を、徳島県人権教育指導員として選任し、平成29年度からは本事案に対して学校への支援を充実させるため、性的マイノリティ学校教育支援事業を開始しているところをございます。

国の通知の下に、性同一性障がい等の文言を当初は使ってございましたが、現在では性的マイノリティという表現を使っているところをございます。

ほかにも、様々な人権問題につきましては、先ほど大西男女参画・人権課長がおっしゃっていましたが、コロナ禍における人権問題であるとか、インターネットによる人権侵害であるとか、人権問題、課題についてはどんどん出てきていると認識しておりますので、それに適応して、学校において適切に指導をしてまいりたいと考えております。

扶川委員

お聞きしたと違ふのですけれども、いいことを聞きました。

私がお聞きしたのは、もっと性的マイノリティから離れたものですね。高校のジェンダーレス制服とか男女混合名簿をどうするのかということをお聞きしたのですが、当然この二つの問題も、性的マイノリティの方にとっては非常に根の深い問題ですから、ちょうど良かったです。

どちらでも選べるというのがジェンダーレス制服ですね。それから、男女に分けて順番に呼んでいくようなことはしないというのが、混合名簿で、どちらも性的マイノリティの権利保障のためには重要なことです。

併せて男女の格差、ジェンダー格差を解消していくためにも必要なことです。推進するのか、しないのかという点だけ端的に教えていただけますか。

蔭山いじめ問題等対策室長

男女混合名簿についての御質問でございます。

ジェンダー平等の認識の下、小中学校におきましても男女混合名簿はどんどん増えてきている状況であると認識しています。

高校におきましても同様に男女平等の下、推進をしてまいりたいと考えております。

扶川委員

混合名簿は推進すると。ジェンダーレス制服は選択できるように推進すればいいと思います。

次、不登校のことをお尋ねします。これもさきの文教厚生委員会で伺ったことの復習ですけれども、新年度から不登校の高校生で自宅でタブレットやパソコンを使ってリモート授業を受けた場合も、これまでは駄目だった単位の認定が可能になります。

その通知が2月の中旬にありました。36単位まで認められ、36単位あれば卒業もできる。これは画期的なことだと思います。今、不登校の生徒も中途退学者も、どんどん増えております。その中で、高校でリモート授業を導入していくというのが、現場の校長の判断ということですから、校長さんにしっかり働き掛けて、県教育委員会から活用するようにお願いしていただきたいのですが、その点だけお伺いします。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま扶川委員より、2月に文部科学省から出されました、高等学校における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現についての通知の学校現場における周知に努めてほしいという御質問でございました。

コロナ禍以降、学校現場におきましてはW i - F i 環境であったり、一人1台端末であったり、そういうことが根付いてきております。そのことが不登校生徒に対しましても、自宅と学校をオンラインで結んで授業をする、そういう支援の一つの手立てとして、現在、不登校の児童生徒が増え続けている現状を踏まえて、文部科学省から通知があったところでございます。

ただ、前向きに考えてまいりたいところではございますが、高校の場合、単位認定ということでございますので、また専門高校と座学を中心とする高校によりましては、ただた

だ座ってオンラインで受けているだけでは単位認定にならないところもございます。

個々のニーズに応じた受皿の整備という意味で、前向きに研究を進めてまいりたいと考えております。

扶川委員

是非、前向きにやってください。コロナで不登校になってしまって、中学校は登校しなくても卒業できたけれども、これから高校受験して、優秀なので受かるだろうと、受かった後、不登校になってしまって卒業できないおそれがあるということで、心配されているお母さんから相談を頂いております。是非、前向きに対応していただきたいと思います。

少し戻りますけれど、そのためにタブレットを持って帰って、自宅でリモート授業をやるのであればということで、実際に中学校の知り合いの方に聞いたのです。先生に聞いたのですが、リモート授業は中学校ではなかなか難しいと。高校では多分できるんだろうと思うのですが、よく分かりませんけれど。

中学校ではどうして難しいかというと、その方がおっしゃっていたことを言うと、サポートする人がいなければ、子供の家に行って準備しなければいけないし、教師だけで準備するというのは多忙で加重負担になってしまう。

二つ目にタブレットの性能が悪い上に、学校のインターネット環境も遅いから、サーバーで処理できないのではないかとされている。

中学校について伺いますが、実際リモートで不登校の子供さんに対して、タブレットの活用というのはできているのですか、できているとしたらどれぐらいできているのか教えてください。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま扶川委員より、中学校におけるリモート授業の現状についての御質問を頂いております。小中学校における不登校児童生徒に対するオンラインを活用した学習支援については、新型コロナウイルス感染症対策を契機に、全国で様々な取組が進められているところでございます。

本県におきましても、徳島県GIGAスクール構想推進本部学びの保障部会におきまして、令和3年度から不登校児童生徒へのオンラインによる支援について、研究を進めているところでございまして、令和3年度、4年度、2年間を掛けまして、好事例を集めた活用事例集を作成し、今年度、各学校に配布し、更に取組の推進を図っているところでございます。

学校によりまして、オンラインの活用の状況が異なっていると認識をしております。

具体的に申しますと、まだまだ進めていないところもあれば、学級と自宅をつなぎまして、授業のライブ配信をしているところであったり、又は録画をしたものをオンデマンドで配信をする、また宿題の配信やアプリを活用した家庭学習の支援、毎朝の健康観察やオンラインを活用した相談等々、取組が進められている学校もあると認識しております。

正確な数につきましては把握ができていないところではございますが、年々増えてきている状況にあると考えております。県教育委員会といたしましても、今後とも市町村教育委員会と連携をいたしまして、好事例、先進的な取組について情報共有を行うなど、小中

学校における不登校児童生徒に対するオンラインを活用した学習支援、心のサポートの取組を更に推進してまいりたいと考えております。

扶川委員

まずは、小中高の取組の実態を把握してください。また、教えていただければと思います。是非促進していただきたい。

最後に、こども家庭センターについて伺いますが、こども家庭センターガイドラインというのが、1月25日に1章が出ていましたので読んでみました。要するに、国は妊産婦や乳幼児を対象に相談を支援する子育て世代包括支援センターと子供と大人たちを対象に、福祉、教育、医療機関などと連携して、相談やソーシャルワーク業務まである市町村子ども家庭相談支援拠点を、努力義務として進めてきたけれども、その情報共有がうまくいかなかったり、あるいは業務が重なったりして問題があったので、これを新年度から、こども家庭センターという形で一つにするということです。

その見通しについては前の総務委員会で聞いたので、こちらから言いますけれど、6市4町、合計10か所ぐらいがこの新年度にできると聞いております。

このセンターで新たに子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業というのをやることになっていて、いずれも国の交付金は3分の1で、県と市町村も3分の1ずつ出すという説明でありました。

このうち、子育て世帯訪問支援事業というのはヤングケアラーも含めていて、家事育児に不安を抱えた子育て家庭や妊産婦の居宅を訪問して、家庭が抱える不安や悩みを解消したり、家事育児の支援を行ったりして、虐待のリスクが高まらないよう養育環境を整えていくものとされております。

高齢者や障がい者のヘルパーの制度はありますが、子育て家庭へのヘルパーというのは、これまでなかったのですばらしいと思うのです。こういうヘルパー制度を誰が主体的になって、誰がどのように報酬を払って、例えば介護や障がい者は県が監査をやっているけれど、誰が業務の内容を監査していくのか、そのあたりを教えてください。

原田こども家庭支援課長

扶川委員より来年度市町村で実施が予定されております、こども家庭センターで様々な事業を実施される中での一つの事業として、子育て世帯訪問支援事業の御質問を頂いております。

こちらにつきましては、扶川委員から御説明いただいたように、新しく家事支援が実施をされることになってございます。ここの部分につきましては、扶川委員がおっしゃられたようなレベルの部分で、更に詳しいの通知を頂きたいところですが、まだ国からは示されていないところです。

ただ実際、家事援助を実施するに当たりましては、市町村で直接実施する場合もございますし、これまで民間で家事代行を実施しております事業者でありましたりとか、例えば今でもやっておられるそれ以外の企業さんなどもお話を伺いながら、実施をされているものと承知しております。

扶川委員

お願いだけしておきます。このヘルパーの事業は地元の板野町もやろうと検討したのですが、具体的な監査の仕組みとかが具体化されていなかったのも、そのままになってしまっています。早く国にも制度の内容をしっかりと知らせていただいて、全県でやっていただきたいと思います。

それから児童育成支援拠点事業ですが、虐待リスクが高い不登校などの養育環境に課題を抱える主に学齢期の児童を対象として、児童の居場所となる拠点を整備し、食事の提供、生活リズム、ベンダーの調整、学習支援、児童や保護者の相談などをするという説明があります。

実はこれは板野町などで既にやっていたんです。私はこの間、板野町のセンターを見に行ってきました。これは写真ですが、大きく写っています。こたつがあったり、給食が出たり、給食を食べるスペースがあったんですね。

板野町だけですけれど、面白いことにe-スポーツの機材があります。家でひきこもりだったり不登校だったりする子供も、こういうところに来て生き生きと遊べる。その中で実際にこのセンターを経て、高校で学級委員に選出されるような生徒まで育っていったという話を聞いております。

本当にあらゆる相談を受けるんだそうで、これはびっくりしましたが、例えば生活に困窮した保護者の相談に乗って町税滞納の問題を解決する。町職員ですけれど、相談者の立場に立って、自ら別の部局の人と折衝するのです。

生活保護の申請などは当たり前です。それから夜間中学に通学することが決まった人に駅から学校まで経路を同行したり、民生委員さんをお願いをして定期券の購入の全額補助をしたり。

私は役場の職員なんだけれども税金の取立てに来たのではないよと、何でもいから相談に乗るからということで相談を聞いて、もう本当に行き届いた、あらゆる問題の相談窓口になって、すばらしいと思います。

しかも、18歳でプツンと切ってしまわないのですね。19歳からは相手にしないなんてことはなくて、19歳、二十歳以上の子も来ていると言っていますけれど、きちんとフォローをしているのです。

これからできるこども家庭センターでは、重層的支援という福祉部局につないでいくことがされるのだということを、この間総務委員会でお聞きしましたが、19歳以降の方たちがひきこもりが起らないようにするために、福祉の部局がこども家庭センターから成人になった人を引き受けて、社会復帰につないでいくという形にしていきたいのでそれをどのようにするか、そこだけお答えください。

原田こども家庭支援課長

扶川委員より19歳以降についての、困難を抱える子供への福祉部局等々へのつなぎ方について御質問を頂いたと思います。

来年度から努力義務で設置をされます、こども家庭センターにつきましては、その使命の一つとして、民間資源、地域資源と一体となった支援体制を構築することがあります。

そうした中で、それぞれの地域におきまして、扶川委員より御紹介がございました板野

町のような先進的な事例等も発生しているところでございます。

我々としては、こういった先進的な事例、又は子供に寄り添った様々な地域資源を活用したサービスにつきまして、県内の市町村に情報提供とか、しっかり研修もさせていただきながら、お子様一人一人が取り残されないような形で関係部局並びに関係団体、いろんな皆様と手を携えて、つなげていけたらと考えてございます。

須見委員

1点、お伺いしたいと思います。当初予算のほうに提出されております放課後児童応援し隊という事業について、どのようなアドバイザーをクラブに派遣したりとか、どのような体験の機会を獲得するためのサポーターを募集したりするのか、詳しく教えていただきたいと思います。

大井こどもまんなか政策課長

ただいま須見委員より、今回当初予算案に提出をさせていただいております放課後児童応援し隊事業の概要について、御質問がございました。

放課後児童クラブにおきましては、配慮が必要な児童への対応であったり、学校・保護者との連携、それから職員の確保であったり労働管理など、本当に課題が多様化しているような状況でございます。

また、国の調査報告におきましても子供の頃の多様な体験というのは、自己肯定感や外交性など、その後の成長にも良い影響を与えることもございまして、子供たちに様々な体験の機会を広げる取組ということで、今回提出をさせていただいているものでございます。

そこで、放課後児童クラブの抱える課題解決をサポートするために、市町村を通じ、希望があったクラブに対しまして、クラブの運営面や児童への対応などにつきまして、専門知識や豊富な経験を有するアドバイザーを派遣しますとともに、児童に多様な体験活動の機会を提供するため、サポーターの募集であったり、派遣であったり、そういったことを当初予算に提出をさせていただいているところでございます。

御質問がございました具体的な内容でございますが、アドバイザーの事業につきましては国の補助事業を活用いたしまして、クラブの運営や子供、児童の対応などにつきまして心理士であったり、民間の経営者などを想定いたしましたアドバイザーを、希望されるクラブに派遣をいたしまして助言を行い、円滑なクラブの運営支援につなげていきたいと思っております。

また、サポーターの事業につきましては放課後児童クラブや児童館におきまして、芸術であったり、スポーツであったり、いろんな体験活動の機会を児童に提供するために、協力いただける個人や団体など、サポーターとして募集をいたしまして、登録していくとともに、クラブ等へ派遣を行う市町村に対して必要な経費の一部を補助していくということで、検討をしているところでございます。

須見委員

放課後児童クラブにおきましては市町村が実施主体であります。どのクラブも様々な課

題に直面しながら運営をしております、今回、予算を付けていただきまして、県として放課後児童クラブに関与しようとしていることは評価いたしますし、非常に期待する部分でもございます。

しかしながら、事業を実施するに当たりまして、今まで余り関わってこなかった県におきまして、現場の声がしっかりと届いているのかというような、疑問に思う部分も少なくありません。

そこで、事業を効果的に進めていくためにも現場の情報を収集いただきまして、どのような問題が現場にあるのか、知ることも非常に大事ではないかと思っております。また、どのような体験活動に希望などがあるかなども、情報収集をしていただきたいと思いますと思っております。

情報収集に当たりましては現場の支援はもとより、運営を担っている運営委員会、また保護者などの声もしっかりと拾っていただきまして、事業に生かしていただきたいと思いますと考えておりますが、そういった声を県としてどのように拾い上げていくのか、今後の展望をお聞かせください。

大井こどもまんなか政策課長

ただいま、事業実施に当たりましてどのように情報収集をしていくのかということで御質問を頂きました。

放課後児童クラブにつきましては、各クラブが定めております運営規定に基づきまして、地域や保護者で構成をされております運営委員会や保護者会などで運営されていることが多く、支援が必要な児童への対応であったり、また運営に当たりましても、運営費の管理や職員の労務管理、専門的な知識が必要となるような部分もあるということを認識しております。

この度、放課後児童クラブの抱えております課題解決のサポートとなりますように、新たな事業実施のための予算案を提出させていただいているところでございますが、須見委員がお話しのとおり、事業を実施する上で現場の支援員の皆様や運営委員会の皆様の声といったことは、非常に重要な御意見であると考えております。

今回、委員からの御意見も踏まえまして、来年度の制度設計に当たりましては、各クラブへのアンケート調査を実施するなど、こうした声を丁寧に拾い上げながら、現場のニーズに合致した事業となりますように努めてまいりたいと考えております。

須見委員

現場の声を聞き取っていただきまして、今後しっかりと事業をしていただきたいと思いますと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをします。

古川委員

今年度最後の委員会ですので私からも少子化、人口減少の対応、対策強化について、要望だけしておきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事前委員会の時にも人口動態の推計値が出たり、また速報値が出たりして、少子化、人口減少が本当に急激に進んでいるという実態が明らかになってきていると思います。先月

末にも2023年、昨年の出生数の速報値が出ましたけれども、75万人台、過去最少を更新したということが報じられておりました。

元々政府の将来推計によると、75万人台の出生数になるのは2035年と言われていて、12年も早いわけです。

コロナの影響も大きかったと思いますけれども、そういう急激な少子化、人口減少、こういったものに本当にしっかりと取り組んでいかなければいけない、危機感を持ってやっていかないといけないと思っております。

徳島県も出生が300人減って、4,073人ということで出ておりました。特に今回は、婚姻の件数がかなり減ったと、戦後初めて50万組を割ったということで、48万9,000組ぐらいだったということですけれども、これが出生数の減少の大きな要因ではないかということも報じられております。

こういう実態を受けて国も本腰を入れて、こども未来戦略加速化プランというのを打ち出して、かなりの予算を投入するというところで進められております。

今年の10月分からは児童手当が拡充されるということで所得制限がなくなって、高校生の年代まで延長して、第3子以降は3万円にするということで、支給は12月からになると思います。児童手当を大幅に拡充したり、また出産・妊娠時からの支援強化ということで、妊娠の届出時に5万円相当、また出産の届出時に5万円相当という経済的支援と寄り添い型の相談支援をしっかりとやっていくということで2020年度末ぐらいに打ち出されて、2022年度からやっていると思います。

また、出産の一時金も42万円から50万円に今年度引き上げられましたし、2026年度を目途に出産費用の保険適応も検討しているということも打ち出されています。

あとは高等教育、大学等の教育については新年度、また2025年度にかけて、まず多子世帯について給付型の奨学金をしっかりと給付していく、また授業料等は無償化していくことも打ち出されております。

更に言いますと、育休の給付金の支給を今は8割ぐらいと思いますけれども、10割相当にも上げていくということと3.6兆円掛けて3年間でやっていくということでございます。

3.6兆円というのは世界トップクラスの予算規模ということですので、これでどれだけ出生率が上がっていくのか、また先ほど言ったように結婚する人が本当に増えるのかというところをしっかりと県も見極めて対策を打っていったほしいなと思っております。

あと、更に言いますと地方自治体に関しては、まず普通交付税の算定で新たな算定品目、子ども・子育て費というのを創設するというのも打ち出されておりました、こういうことをやると算定が明確になりますよね。

また、ソフト事業を確保していくために、県が地方単独のソフト事業を確保していくということで普通交付税、この一般行政経費の分を1,000億円増額をするということも打ち出されておりますし、さらには、ハード事業に関しても地方債ですね、事業債の創設も打ち出されています。

充当率90%の交付税措置もやるという形で打ち出されておりますので、こういったハード、ソフト両面で、地方に対しても財政措置をするということですので、こういうことを使いながら、しっかりと対策を打っていったほしいなと思っております。

先ほども言いましたけれども、こういった世界トップクラスの予算を掛けて、これで本

当に出生率が伸びていくのか、結婚をする人が増えていくのか、このあたりを見ていかなければいけないと思うのです。

結婚をする人が増えないというのは経済的な部分もありますけれども、要因はそれだけではないですね。このあたりをどう見ていくのか。女性の育児負担というのがかなり大きいと思います。

育児負担が女性に偏っている、このあたりをどう解消していくかというのが一つのポイントと思っていますので若い人、若い女性の声をしっかりと聞いていってほしいなと思います。

また、もう少し大きい問題としては、若い人たちの経済、所得の向上ですよ。どうやって所得を向上していくのか。国もいろいろ賃上げとか言っていますし、いろんな労働市場を活性化するとかも打ち出しています。

また、正規、非正規の問題にも取り組んでいく、年齢の壁みたいなのところもしっかりと取り払っていくみたいなことを言っていますので、そういった取組をやって、若い人たちの所得向上を図っていかなければ、根本的なことはなくなっていくだろうなと思っています。

こういった国の施策を見ながら、地方に対しても財政措置をいろいろ国も考えていますので、それを使って、新年度、しっかりと少子化、人口減少の流れを変えていけるように取り組んでいっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いをいたします。

大きい問題なので何かありましたら局長のほうから一言お願いします。

正木こども未来局長

ただいま、古川委員より、子供政策、全国的にいろいろ喫緊の課題ということで様々な、例えばこども未来戦略、12月に策定もされましたし、それを着実に実行するために、国ではこれの関連法案、閣議決定もされるということで、本当に危機感を持って、国も全国的な課題として進めていこうとしております。

本県におきましても、昨年6月に、こども家庭庁のカウンターパートとしてこども未来局を設置し、こども家庭庁の政策をしっかりと受け止めて、市町村、関係機関と連携しながら、全力を挙げてやっていくという体制も取ったところでございます。

本県におきましても、今回当初予算案といたしまして171億円ということで、関連予算案を計上させていただいております。

4月以降はこども未来局からこども未来部へ組織再編されるということになっておりますので、国のいろいろな制度、支援策を注視して、それをしっかりと受け止めて、一方で各地元、現場の皆様のお声というのをしっかりと受け止めて、現場主義、それと県民目線を貫いて、より実効性の上がるような政策を構築いたしまして、事業展開につなげてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

古川委員

よろしくお願いしたいと思います。私はここまで突っ込んでやっても、多分そんなには変わらないのだろうなと思っているのです。

というのは、こういういろんな経済支援をしても晩婚化の流れというのは、これがある

から早く結婚しようかという流れには多分ならない。今の晩婚化の流れというのは多分変わらないと思います。

その上で、結婚しない人が増えているというこの晩婚化の流れを変えていくというのはなかなか難しいと思うので、前にも言ったように不妊治療の高度化とか、更に言ったら東京都は卵子の凍結助成などもやり始めていますので、そういったことも踏み込んでやっていかないと難しいのかなと思っています。

まずは先ほども言ったように、女性の育児負担をどう減らしていくかというのを真剣に考えていってほしいなと。若い人の、若い女性の声というのは、割と行政には届いていないのではないかなという気がしますので、そのあたりをしっかりと聞いて、的確に対策を打っていくということを進めていってほしい。

ともかくこの少子化、人口減少、本当に危機感を持って進めていってほしいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

長池委員

さきの本会議で代表質問をさせてもらったのですが、各設問のコメントが余り足りなかったという部分と確認したいことがあります。

こども食堂の件でどうやってこども食堂を広げていくのか、支援していくべきだという趣旨の質問をさせてもらいましたが、その答弁の中で、市町村の公営住宅等の空き家などを利用して、できたら支援をしていきたいという御答弁がありました。

これは、前からそういった公的なスペースを何とかうまく借りられないかなという思いがありましたので、非常に前向きな御答弁を頂いたと思っているのですが、実際、市町村の住宅とかでの開催については、今までは駄目だったような気がするのですが、最近何か変わってきたのかどうか、情報を頂けたらと思います。

高島住宅課長

ただいま、市町村営住宅等でのこども食堂の開催についての御質問でございますけれども、市町村営住宅とか県営住宅、いわゆる公営住宅につきましては、公営住宅法に基づき住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃の賃貸住宅を供給することにより生活の安定と社会福祉の増進を図ることを目的とした住宅でございます。

国の補助を受けて整備された公営住宅の空き室を、こども食堂として使用する場合には、本来の公営住宅の目的から外れるため、まず入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障のない範囲で、事前に補助金適正化法に基づく目的外使用の大臣承認を受けた上で事業主体が許可することになっておりますけれども、平成16年の国の通知によりまして、地域に精通した基礎自治体などが策定する地域再生計画策定の中で、公営住宅におけますこども食堂としての利用を明記して、内閣総理大臣から認定を受けた場合におきましては手続が簡素化されており、地方整備局長への事後報告によりまして、こども食堂として利用することができるようになっております。

長池委員

各自治体が地域再生計画を内閣総理大臣から認定を受ける。これは県内の自治体とかも

既にそんなのを受けている所はあるのでしょうか。

高島住宅課長

大きい意味合いでの地域再生計画というのは、県をはじめ市町村で策定していますけれども、こども食堂の利用を明記した地域再生計画を策定している自治体は今、県内にはございません。

長池委員

そのあたりも多分、こども食堂をやりたいというニーズがあって、市町村に問合せがあって、市町村の窓口ができるのかなというぐらいの感覚が今あるんだろうと思うのですが、窓口のほうでスムーズに対応できるような状態に是非、県が主体的となって市町村にお声掛けしていただきたいと思います。

ニーズがあってからでは、内閣総理大臣から認定ですから、そんな1日や2日で取れるわけでもないですし、多分、準備がかなり掛かるんだろうと思います。そのような準備をしておくべきだと思います。そのあたりが市町村との連携ということなんだろうと思いますので、御答弁であったように市町村とのそういった関係性をしっかり築いていただきたいです。

県営住宅とかも同じように、そういうのに使えるのでしょうか。

高島住宅課長

県営住宅で使えるかという御質問でございますけれども、県営住宅の空き室をこども食堂として使用したいという申出がございましたら、目的外使用になりますので、事前の国の承認を得た上で、県が目的外使用を許可することになります。

他府県においては地域コミュニティの再生や施設の有効活用を目的に、空き室を利用したこども食堂の事例もございますので、内容に問題がなければ国の承認はもらえるものと考えております。

県の目的外使用許可に当たりましては、入居対象者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障がないことが前提とされておりまして、応募状況とか団地外の多数の方々が来られるということがありますので、団地自治会との丁寧な調整とか行政財産貸付に係る使用料などを勘案する必要がございます。

そのため問合せがあった場合については、当該県営住宅の応募状況とか自治会の理解を前提に、空き室の状況を踏まえて対応したいと考えております。

県営住宅で実施する場合を始め、市町村営住宅で実施する場合にはできるだけ市町村への指導も含め、対応してまいりたいと考えております。

長池委員

県営住宅とかも以前相談を受けて、借りたいという話がありました。

そういった方が以前は、県営住宅の窓口に行ったらそもそも目的外使用はできませんということがありましたが、これからはそのあたりをしっかりと相談に乗ってもらえると捉えたいと思います。

もちろん住宅ですから、目的外使用で、住民の方に御迷惑があってもいけませんし、そのあたりの調整も必要だろうと思うのですが、私なんかは捉えようによっては、子供たちとかを中心に住民の方が一つのコミュニティとしてイベントみたいな感じで楽しく、そういう時間が過ごせられたら一石二鳥かなと思います。

是非、今までは目的外使用は駄目だったという意識を県も市町村も取り払っていただいて、こども食堂を中心とした福祉とか、コミュニティ再生の利用に積極的になっていただけたらと思っています。

もう1個、要望として付け加えますけれども、物を置いておく所がないという要望もありました。県からもいろいろ御支援いただいたりして、米やら何やらあるのですが、いざ公民館でやるとなってくると、公民館にずっと置いておけなかったりするので、それをどこかへ引き上げないといけないということで、何かそういうスペースを利用させてもらえたらというお声がありましたので、また積極的に取り組んでいただきたいと思います。

こども食堂は随分増えてまいりまして、最初は10個やそこらだったのですが、今月か先月か、県内全市町村に広がったそうです。

なかなか全国的にも、県内全市町村にというのは少ないようでありまして、徳島県が、実は遅れていたのですが、知らない間に逆転して先進地になろうとしております。

そういう意味では皆さんの、県の御理解も有り難いなと思っておりますので、ただそれが増えただけでは、二、三年したら、勢いが止まってしまうので解散したとか、無くなったというのはよくある話でございます。こども食堂イコール本当にいい地域のコミュニティと思っておりますので、是非、しっかりと御支援を続けていただきたいということを要望して終わりたいと思います。

福山委員長

午食のため、委員会を休憩いたします。（11時56分）

福山委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時02分）

それでは、質疑をどうぞ。

竹内委員

私のほうから、何点かお伺いをしたいと思います。

まず、予算に関わる部分について1点お伺いをいたします。出産子育て応援給付金についてということで、午前中の予算の説明の中でも触れられましたが、6月議会に補正予算で提案されておりました出産・子育て応援給付金及び妊産婦に対する伴走型相談支援について、説明の中ではシステムの構築が不要になったということで減額をいたしますというお話がございました。

この間、こども家庭庁から出産・子育て応援給付金及び妊産婦に対する伴走型相談支援の制度化というのが示されておりまして、令和7年度から妊娠出産時にそれぞれ5万円を2回、10万円の支給が制度化をされるという方向で検討されております。

中身については国の資料でもお示しいただいておりますけれども、なかなかよく分から

ない。令和4年度から10万円支給というのが始まっていると思います。口座振込を基本としていましたが、クーポンやギフトでも支給が可能という内容だったと思いますけれども、資料を見る限りでは随分トーンダウンをしているように見受けられます。

今回、補正予算で電子クーポンシステムの構築が不要になったという御説明も頂きましたので、その内容について6月補正で増額をして、それが今の段階で不要になったということで、その応援給付金の支給がそもそもどういう形で検討されて、どういうことでシステムの構築が不要になったのか、そういった内容についてお示しを頂きたいと思います。

加えて、伴走型支援の県内の状況等についてお伺いをしたいと思います。今も言いました6月補正で6,688万円を組んで、システムの構築費が要らなくなったということですが、その6月補正の予算の執行状況について、この2点をお伺いしたいと思います。

大井こどもまんなか政策課長

ただいま竹内委員より、出産・子育て応援交付金についての御質問でございます。

先ほど竹内委員からもお話がございましたとおり、出産・子育て応援交付金の経済的支援の部分につきましては、出産・子育て応援ギフトとして妊娠届出時に5万円相当、それから出産届出後に5万円相当、合計10万円相当の支援を行うもので、これまで国におきましては、子育て目的に限定したクーポンなどによります交付が推奨されておりまして、本年度はクーポン等による交付を広域的に実施できるようにということで、システム構築に係る予算は国の10分の10で措置がされているところでございます。

そのため県におきましてもこの度、6月補正におきましてこのシステム構築のための予算をお認めいただきまして、市町村の担当者等を経まして、市町村の御意見、要望等をお聞きしながら、システム構築に向けた作業を進めていたところでございます。

一方、現在、補助事業であります出産・子育て応援交付金につきましては、国で制度化に向けた検討が進められておりまして、令和5年11月に開催された検討部会で令和7年度から制度化をすると、そして具体的な制度化の案が示されまして、先月、法定事業とするための関連法の改正案が閣議決定されております。

その制度化の案によりますと、応援ギフトを子ども・子育て支援法の新たな個人給付として創設されるということで、その支給方法につきましては現金、それから口座振込のような支給金額が外形的に担保できる方法ということが明記され、クーポンや地域通貨といったようなものは制度の対象外となったところでございます。

なお、申請者の合意がございましたら、現金以外のクーポンなどについても支給が可能とされてはいますものの、現金とクーポン両方に対応するということも求められてまいりますので、市町村の事務負担や、これからの費用負担などの増加等が懸念されているところでございます。

その6月補正の執行状況でございますが、令和5年の6月議会で6,688万円お認めいただいております。この内訳につきましては、今年度の下期分の伴走型支援と経済的支援に係ります県の負担分は5,000万円になります。それと、経済的支援の支給を広域で実施するシステムの構築分が1,688万円になります。

このうち5,000万円分につきましては、各市町村の実績に応じて執行予定ではございますが、電子クーポンのシステム構築につきましては、国の事業の制度化に伴う方針変更に

伴いまして、市町村の意向を踏まえて見送る方向となっております。

この度のシステム構築に係ります1,688万円について、減額をお願いをしているところでございます。

竹内委員

6月補正で増額したものをそのまま今の段階で減らすということについて、よく分からない部分もありましたのでお伺いをしました。

こども家庭庁が出している資料によって、市町村へのアンケートの結果なども記されていますけれども、ほとんどが現金給付で市町村が行っているという実績も踏まえて、こうした対応なんだろうと思います。恐らく県の担当課も市町村の担当課も相当振り回されたと受け止めていますので、次の保育所の質問にもつながるんですけれども、こども家庭庁は少々まだ混乱もしているのかなという印象も強いです。

是非、こうした混乱したということについては国にきちんと示すべきだろうし、10分の10で国の負担でということですので、身は痛くないですけれども、現場レベルでは混乱も生じたいろうと思いますので、その辺は強く言える機会があれば言っておいてほしいなと思います。

今の御答弁の中では、地域通貨の話も少し出されましたけれども、県内市町村のいわゆる10万円程度のギフトについては、どのような対応状況だったのか、状況が分かる範囲で構いませんのでお聞かせいただけたらと思います。

大井こどもまんなか政策課長

ただいま、現状の支給状況についての御質問でございます。

この出産・子育て応援交付金につきましては、国の令和4年度の第2次補正で予算成立後に、令和5年1月から3月までの間に県内の全ての市町村で事業がスタートしておりまして、各市町村においてこの伴走型の支援と経済的支援が行われています。

県内における経済的支援の支給状況につきましては、現在23市町村が現金で支給をされております。

竹内委員

一つは地域通貨もということによろしいでしょうか。恐らくあそこだろうなというのはありますけれども、対応がほぼ現金だった中で、大山鳴動してネズミ1匹という話ではないですけれども、混乱が生じて、恐らく大きく変わらずに現金支給若しくは口座振込という形で新しい制度ができると受け止めてよろしいのですか。

大井こどもまんなか政策課長

今後の状況でございますが、市町村におきましては現状がそのまま継続されるというようなことでございます。

ただ、1市におきましては今現在、地域通貨という形を取られておりますので、この制度がスタートいたします令和7年度に向けまして検討をされるということで聞いているところでございます。

竹内委員

今の説明でも国の資料もそうなんですけれども、要するに5万円支給しますよ、現金とクーポンどちらがいいですかという作業は、該当する市町村には事務としては残るということでもいいのか、その1市、それが元々クーポンで対応するということなのか、それは分かりますか。

大井こどもまんなか政策課長

現金支給につきましては、国の示されております方針どおりでございますので、特段、選択等の対応は必要はないかというところでございます。

ただ、現金以外の対応を取るところにつきましては、スタートするのが令和7年度になりますのでその際には、今の案の段階では支給するに当たりまして、どちらを選択するかということを確認を取った上で対応するというふうになろうかと考えております。

竹内委員

分かりました。あと経済支援ではなくて、伴走型支援についてはこれまでと同様に、それぞれの市町村、保健師が中心になると思いますけれども、子供と家庭と関係を作りながら訪問、相談とかがしっかりと定期的に行われていくということによろしいですか。

大井こどもまんなか政策課長

ただいま、伴走型支援につきましての御質問でございますが、竹内委員がお話しのとおり、伴走型支援につきましては、これまでどおり継続的に対応がなされると認識をいたしているところでございます。

竹内委員

分かりました。今後ともそれぞれの市町村への支援のお願いをしたいと思います。

2点目ですけれども、保育士の配置について少しお伺いをしたいと思います。これもよく分からないのですけれども、来年度から4・5歳児の配置基準が76年ぶりに見直されて、これまで4・5歳児は30対1、保育士1人で子供30人だったのが25人に変更されるとお伺いをしています。

まずこの点、来年度からの配置基準というのは県内の保育所は4・5歳児は25対1で制度化、予算も含めて対応する構えなのかどうかについてお願いをします。

大井こどもまんなか政策課長

ただいま、保育所の配置基準についての御質問でございます。

先ほど竹内委員からもお話がございましたとおり、来年度より、一度も改正されていなかった配置基準について、75年ぶりに基準が見直しをされることとなっております。

来年度につきましては、この4・5歳児、今現在30対1が25対1に基準が改正されるということで、この4月からスタートするに当たりまして、すぐに人員の確保が必ずできる状態に、全ての園が構える準備期間等も踏まえまして、当面は加算措置ということで、で

きているところに対して加算を経過措置の中で、この25対1が整うように進められていくということで、県においても予算措置については、今回の当初予算案に盛り込ませていただいているところでございます。

竹内委員

早い段階から25対1になるという方向性は示されていましたが、実際25対1になるのかどうかというのは、こども家庭庁の動きとか見てもよく分からないのですね。

恐らく現場は25対1になるという前提で動くと思うのですが、とりわけ公立の保育所なんかははっきりした基準がない中で、4月以降どう対応するのかというのは難しい部分もあるだろうと思いますので、できるだけ早い段階で25対1にまずはなるように、それぞれの御支援をお願いをしたいと思います。

加えて言うと2026年度から、こども誰でも通園制度、仮称ですがこれが制度化、恒久化をするという方針が示されています。これまでの保育、認定こども園に対する認定の在り方と随分違った環境がそれぞれの園で生じてくると思っています。

つまり親の就労要件とか、そういったところにかかわらず誰でも子供が保育所に行ける、このことだけを言うと良い制度かなと思うのですが、今までの制度から言うと大きく方向性が違うところに踏み切ったなと思っています。

このこともよく分からないのです。実はどういう通園制度なのかというのが報道ベースでしか見えないので、そうしたことが現場で対応できるのかどうか強く危惧しています。

先ほども言いましたが、国の配置基準というのは保育施設にそれぞれ示されて、それを守っていくことが前提のような中で、誰でも保育所に来ていいですよということが果たして可能なのかどうかというのが強く思っています。

まず、この新しい制度、こども誰でも通園制度の具体的な内容、既に全国でモデル事業がもうスタートしているのか、今から行われていくのか分かりませんが、対応していく自治体もあると受け止めています。この制度の具体的な内容と、もし全国でモデル事業が既に行われているのであれば、どのようなものがモデルとして行われているのか、お示しいただけたらと思います。

大井こどもまんなか政策課長

こども誰でも通園制度についての御質問でございます。

その前に1点、先ほどの答弁の中で一部訂正させていただければと思うのですが、来年度からの配置基準の見直しにつきましては、いつからどういうふうに改正をするというような国からの具体的な案が示されるタイミングが、この当初予算の調整タイミングよりも遅かったことから、今回の当初予算案には25対1の対応は盛り込めていない状況ではあります。

こちらにつきましては来年度スタートするに当たりまして、補正予算できっちりと対応させていただくことといたしております。申し訳ありませんでした。

それと、こども誰でも通園についてでございます。こちらにつきましては、認可保育園や認定こども園などを利用されていない、生後半年から2歳までの未就園児を対象といたしまして、保護者の就労の有無などは問わず、保育が利用できる新たな制度でありまし

て、12月に閣議決定をされましたこども未来戦略に位置付けされているところでございます。

この制度につきましては、これまでの保護者の立場からの必要性に対応するものとは異なっておりまして、子供の成長の観点から家庭とは異なる経験を通じまして、物や人への興味への広がりであったり、家族以外の人と関わる機会を得られることで、保護者と共に地域で子供の育ちを支えていこうということでございまして、今年度、全国31の市区町村でモデル事業が実施をされております。令和6年度には108の自治体で試行的に実施がされる見込みで、令和7年度にこれを制度化し、令和8年度から全国展開を目指すこととされております。

今年度、実施をされておりますモデル事業、31の市区町村で実施されております内容につきましては、実施主体は市区町村で子供一人当たり月10時間ぐらいの利用になります。保護者の負担の目安としましては、子供一人当たり300円程度ということになっておりまして、現在、国の検討部会において制度化に向けた議論が進められているところでございますが、令和6年度も同様の内容で試行的に実施されると伺っております。

竹内委員

生後半年から2歳ということで、0歳児から2歳児を月に10時間程度、親の就労にかかわらず保育所で受け入れるということになれば、0歳児から2歳児は相当手間の掛かる、しかも配置基準でいうと4、5歳児と比べるとまだまだ少ない配置基準で対応するということで、果たして現場が対応できるのかどうかというのは正直、首をひねらざるを得ない。

そのことについて国もしっかりと予算も人員に関する組織の在り方や予算も示していただかないと、なかなか令和8年度から全国展開と言うことになれば、対応が難しい現場も多いのではないかなと思います。

来年度からモデルも増えて令和7年度で制度化をして、令和8年度で全国展開ということですから、求めるべきところをしっかりと県としても求めていただいて、対応ができるようにお願いをしたいと思います。

個人的には保育士の今の配置基準というのは十分だとは思っていません。もっと下げるべきだろうと思いますし、そのことを通して子育ての環境や少子化対策につながるだろうという思いもあります。

保育士の確保、それから現行の配置基準の問題、国の基準を上回る保育体制を徳島県でも独自で作っていくぐらいの構えを見せる中で少子化対策に取り組んでいくべきだと思っています。その辺のお考えがございましたら、お聞かせいただけたらと思います。

大井こどもまんなか政策課長

ただいま、保育体制配置基準に関する御質問でございます。

配置基準等につきましては、これまでも県といたしましても国に働き掛けを行ってきたところでございまして、今回12月に閣議決定されましたこども未来戦略におきましても、4・5歳児の見直しが来年度から、それから1歳児につきましても現在6対1が5対1へと見直されることが、令和7年度の早い段階で改正をするということが示されているとこ

ろでございます。

一方で現在、国の検討部会におきまして、こども誰でも通園の制度化に向けた議論が行われているところでございますが、その中では保育士が不足をしている現状を踏まえまして、制度化に当たって委員からは保育士の労働条件の改善、保育人材の確保体制、人材確保や育成に対する支援、これらがまだまだ十分でないということで、充実・強化が求められているところでございます。

県としましては新たな制度の開始に伴い、課題となります保育人材の確保につきまして、これまでも独自の取組をしてきているところではございますが、今回の国の動きなども注視しながら、保育業務を補助する補助者や周辺業務を担います支援者などの予算等も設けておりますので、こういうことも活用していただきながら、保育士の魅力発信などに向けまして積極的に取り組みますとともに、保育士の処遇改善や負担軽減、こういったことの人材確保体制の充実強化について、全国知事会とも連携いたしまして、機会あるごとに引き続き国に対しても働き掛けを継続してまいりたいと考えております。

竹内委員

県としても課題は整理をされているようですので、しっかりと今後も対応をお願いをしたいと思います。

ただ、こども誰でも通園制度の中で、今も1歳児が6対1から5対1になるということですが、1歳児のクラスにこども誰でも通園制度を基に月10時間をめどに来られたときに、現場は相当混乱をしますと思いますので、この制度自体にもかなり問題はあると思っています。

今まで保育に欠けるという視点の中で措置を行ってきましたし、親の就労の中で認定こども園で認定をしてきたという経過とは、随分違うところに引継ぎをされておりますので、それを一つの園の中で組み込んでやっていくということについては問題点が多いのかなという気はします。

今からモデル事業も増えていくということですから、しっかり見据えていただいて、徳島県としてどういう対応ができるのか、議論を重ねていただきたいと思います。個人的には保育士をもっと増やすべきだと思っています。

3点目に介護報酬の改定についてお伺いをいたします。

これまで何度も言ってきましたけれども、来年度に介護報酬の改定が行われると、ほぼ固まったと受け止めております。介護報酬改定全体を議論すると相当広い範囲になるので、2点についてお伺いをいたします。

一つは訪問介護の報酬が減額をされるということになっています。これまで何度か言いましたけれども、山間地域で訪問介護の報酬が減額をされると、とてもサービスが行き渡らなくなるのではないかとすることは強く思っていますので、そうしたことを踏まえて現場の声、とりわけ山間地域の実情と今回の報酬改定は全く乖離かいりをしていると言わざるを得ないと思います。

聞くとところによると、サービス付き高齢者向け住宅の制度がいろいろ浸透してきて、事業所と併設をしている所に対する訪問が随分楽になったという、言い方は変なのかも分かりませんがそれを踏まえた上で、訪問介護の報酬が減額がされたというような状況も少し

耳に入りますので、そうした部分では都市型のサービス付き高齢者向け住宅のような施設と山間地域で在宅でサービスを受けるという部分について、大きく差が広がってしまうのではないかと懸念も持っています。

このことについて、どういうことになるかと考えているのか、また新しい介護報酬の改定の中で、そうした部分がもし改善につながるようなことがあるのであれば、お聞かせいただきたいと思います。

坂野長寿いきがい課長

竹内委員がおっしゃいますとおり、基本報酬の部分につきましては、今年の1月22日、国の社会保障審議会の介護給付費分科会におきまして、令和6年度の介護報酬改定案が示されて全体的には基本報酬は1.59%プラスへと引き上げる中、訪問介護系の基本報酬のみ減額されることになっております。

国が減額することの理由として、介護事業経営実態調査等の結果から訪問介護事業所の経営が安定していると、あと令和6年6月から始まる処遇改善において、他のサービスと比べ、訪問介護においては高い加算率等を設定しているとの説明がありました。

竹内委員がおっしゃるように、集合住宅に併設されるような訪問介護サービスと異なりまして、本県では地理的に都市部以外の山間地域を多く抱えており、1軒1軒回ってということになり移動時間を要しますので、その分当該地域の訪問介護事業所の経営が集合住宅で併設される訪問介護サービスとは別であるという認識は持っております。

これにつきましては、国においては令和6年度より始まります経営情報データサービス等を活用しつつ、詳細な収支状況の実態を把握した上で、介護報酬上の評価の在り方を含めて、必要な方策を引き続き検討していくとされております。

県といたしましてはこのような国の動向を注視しつつ、国がナショナルミニマムとして地域の実情を踏まえた訪問介護事業所等の報酬がしっかりと制度設計されるように全国知事会、四国知事会など、あらゆる機会を通じて国に要望してまいりたいと考えております。

竹内委員

最後、介護についてはまとめていろいろ意見を言いたいと思いますので、介護の2点目についてです。

介護人材の処遇改善につながる改定になっているというアナウンスをされているんですけども、これがどのような状況なのか。しかもその改定で介護人材の処遇改善につながるのかどうか、そこら辺について県の所感をお伺いできたらと思います。

坂野長寿いきがい課長

処遇改善につきましては先ほども説明いたしましたが、令和6年6月から始まる新たな処遇改善加算制度では、訪問介護では加算率が最大で2.1%上昇いたしまして、現在18通りあった取得方法が4通りに簡素化や事業所内職員への配分方法が緩和されるなど、金額アップとか加算が取得しやすい制度へと改善が図られるとされております。

現在、処遇改善制度の概要や手続など、国主催の担当者の説明会が開催されたことも受

けまして、随時事業所の周知を行いますとともに、申請や支給方法等の手続について準備を進めているところでございます。

令和6年度の新たな取組といたしまして、まだ加算を取得していないとか、まだ上位の加算を取得できる事業所につきましては、これを支援するために社会保険労務士などの専門職を事業所等に派遣いたしまして、書類の作成のサポートやアドバイスを行う介護職員の処遇改善取得促進事業を計上しているところでございます。

ただ、全産業との差が約7万円程度あると言われておりますので、その解消に向けましては、国に対して引き続き介護職員の処遇改善に関する政策提言として、しっかりと行ってまいりたいと考えております。

竹内委員

2.1%ではなかなか、その7万円という格差については対応ができないだろうなというのが正直な感想ですので、今回改定をされる内容がしっかりと、まずは職員と言いますか事業者にですね、今言っていたような加算のフォローと言いますか、対応が個人介護人材にきちんと行き渡るように、それは最大限進めていただきたいと思います。

その上で、まだ足りないということを強く申し述べるべきだと思いますし、最初に言いましたように山間地域の訪問介護が減額をされる中で、これはもう絶対継続ができないと強く思っていますので、何度も口を酸っぱく言いますけれども、対応をお願いをしたい。県の独自の対応もそろそろ考えていくべきだろうと思います。

保育も介護もそうなんですけれども、午前中の議論にもありましたけれども、2月12日の徳島新聞が一面トップで県内の24市町村の生産年齢人口の減少を数字で示しております。私は三好市なんで、三好市は2020年に1万769人だった15歳から64歳の人口が2050年には2,991人に、3,000人を切っているんです。減少率は72%を超えている。

社会保障人口問題研究所のデータを見ると高齢化の率というのは微増で増えていきます。それに対応して生産年齢人口が極端に減りますから、今までのような国の制度を守っていくようなやり方では、地域住民はとても暮らしていけないというのは分かるところです。

2014年に日本創成会議が国立社会保障人口問題研究所の数字を基に、消滅可能性都市というのは打ち上げて、もう10年です。それを基に地方創生が始まって、それぞれの地域で様々な事業をやってきたと思っていますけれども、今の現状の人口の動態を見ると、この10年間の国の施策というのは間違いだったと私は思っています。やらないよりはやったほうがよかったのだらうと思いますけれども、それでもこの減り方です。

そもそも地方創生というのは、人口が地方から東京に流出をしていく、とりわけ生産年齢人口の若い女性が東京へ流出をして東京で定着をして、東京で人口が増えることなく、東京も地方も高齢化をして衰退をしていくということがスタートだったわけです。

それから地方創生の様々な事業が打ち立てられて、これは言葉は悪いですがけれども、全国でばらまきに近いような施策が展開をされました。一方で、それぞれの市町村が競争させられて人口の獲得ゲームみたいな形になって、今に至っているという状況だろうと思います。

だから何が言いたいかというと、地方創生戦国時代と言ってそれぞれの自治体で競争を

するような状況ではないと思っています。

本当に徳島の持続可能性を高めていこうと思うのであれば、地方創生の本当のスタートラインだった若年の女性の生産年齢人口、とりわけ若い世代をどう定着させて、どう働いてもらって、どう次へつなげていくか、ここへ立ち戻らないといけないと思っています。

そうした意味では今、保育現場は5割を超えていると思いますが、5割近くが非正規の労働者で、御承知のとおり賃金も全産業平均からは安い。介護人材もほぼ女性の方が多くて、これまた働く所の給料が安い、7万円も安いわけですから、なかなか働き続けられない。

どんどんどんどん流出をしてしまうというところが続いて今の結果にもなっていますから、まず県として考えるべきことは、その雇用に基づいてしっかりと働いていただいて、しっかりと賃金を打って、地域で暮らせるような社会体制をどう作っていくかということが第一義だろうと思っています。

国の方策としたら不十分だと思っていますので、地方創生戦国時代ということのをうたうのであれば、徳島県が他の地域とは全然違うんだと言うぐらいの制度設計をしないと次へつながらないと思っています。

確か韓国の出生率が激減をして今0.72ですかね、日本が1.26。両国に共通しているのは長い歴史の中で家父長制が続いてきて、男が仕事をして家では男が御主人様で、子守と年寄りの面倒は女が家でやるものだと、最近は変わってきたかも分かりませんが、それが長い間続いてきた結果が今につながっていると思います。

根本から言うと、その社会的な体制も含めて変えていけられるようなことを考えていかないと、やがて日本の出生率も韓国に追いつくと思いますので、そうなったときはもう取り返しはつかない。

官房長官がこの6年間で少子化対策の山場だと、今になって6年間と言われても戸惑うのですけれども、高齢化対策と少子化対策という別次元のことを本当に本腰を入れて考えてやっていくべきだろうと思っています。

本年度最後の特別委員会で自分の考えを申し述べましたが、是非、今言ったような問題点が今後、解決しますようお願いをいたしまして終わります。

福山委員長

以上で、質疑を終わります。

本年度最後の委員会になりますので、一言御挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては、この1年間、終始熱心に御審議を賜り、また、議事運営に格段の御協力を頂きましたことに、厚くお礼を申し上げます。

おかげをもちまして、大過なく委員長の重責を、全うすることができました。これもひとえに、委員各位の御協力のたまものであると、心から感謝申し上げます。

また、森口保健福祉部長をはじめ、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただきましたことに、深く感謝の意を表する次第でございます。

審議の過程において表明されました委員の意見、並びに要望を十分尊重され、今後の施策に反映されますよう、お願い申し上げます。

最後に報道関係者各位の御協力に対しましても、深く感謝を申し上げます。

時節柄、皆様方にはますます御自愛いただきまして、それぞれの場で今後とも県勢発展のために御活躍されますよう祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

森口保健福祉部長

ただいま、福山委員長さんから、御丁寧なお言葉を賜り、誠にありがとうございます。理事者を代表いたしまして、一言、御挨拶を申し上げます。

福山委員長、沢本副委員長をはじめ委員各位におかれましては、この1年間、次世代育成・少子高齢化対策関係の施策につきまして、御審議を賜りますとともに、幅広い視点から様々な御指導、御鞭撻^{べんたつ}を賜り、厚くお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

委員の皆様から頂きました貴重な御意見、御提言を十分に踏まえまして、なお一層、施策の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、今後とも変わらぬ御指導、御鞭撻^{べんたつ}を賜りますようお願い申し上げます。

結びとなりますが、委員の皆様方の今後ますますの御健勝と御活躍を御祈念申し上げまして、簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

福山委員長

これをもって、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。（13時44分）